

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県久喜市桜田五丁目18番9号

氏 名 株式会社丸栄

代表取締役 諏訪丈晴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年月日 令和 2年 4月 1日

許可の有効期限 令和 7年 3月 31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬 (積替え保管を除く。)

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃プラスチック類、⑤紙くず、⑥木くず、⑦繊維くず、⑧動植物性残さ、⑨ゴムくず、⑩金属くず、⑪ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑫鉱さい、⑬がれき類、⑭ばいじん (以上14種類)

※①については、水銀含有ばいじん等 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※②については、水銀含有ばいじん等 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑩については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑪については、水銀使用製品産業廃棄物 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑬については、水銀含有ばいじん等 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等 (環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。) を含む。

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 16年 10月 15日 新規許可

平成 21年 10月 15日 更新許可

平成 26年 10月 15日 更新許可

令和 2年 4月 1日 更新許可

4 積替を許可の有無

有 ・ 無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無